

【 手術 】

714 水晶体再建術での精製ヒアルロン酸ナトリウム製剤の算定について

《令和7年10月31日》

○ 取扱い

K282 水晶体再建術「2」眼内レンズを挿入しない場合に使用した精製ヒアルロン酸ナトリウム製剤（ヒアルロン酸Na 0.85 眼粘弾剤1%）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

ヒアルロン酸Na 0.85 眼粘弾剤1%については、保険診療上の取扱いとして「連続して行われる白内障手術及び眼内レンズ挿入術に伴って使用される場合に限り算定できる」とされているが、最終的に眼内レンズ挿入に至らなくても、白内障摘出に伴う角膜内皮障害を防ぐ意味で手術前半に使用される粘弾性物質は必要と判断する。

以上のことから、K282 水晶体再建術「2」眼内レンズを挿入しない場合に使用した精製ヒアルロン酸ナトリウム製剤（ヒアルロン酸Na 0.85 眼粘弾剤1%）の算定は、原則として認められると判断した。